

 $\bigcirc$ 

 $\bigcirc$ 

# 山形県公報

告

平成22年4月20日(火) 第2136号

毎週火・金曜日発行

目 次

示

| ○肥料の登録の有効期間の更新    |      | (エコ農業 | と推進課) | 533    |
|-------------------|------|-------|-------|--------|
| ○土地改良区の役員の退任の届出   | (最上総 | 合支庁農村 | 寸計画課) | 534    |
| ○土地改良区の役員の就任の届出   | (    | 同     | )     | … 同    |
| ○土地改良区の定款変更の認可    | (    | 同     | )     | 535    |
| ○同                | (    | 同     | )     | … 同    |
| ○土地改良区の役員の就任の届出   | (置賜総 | 合支庁農村 | 寸計画課) | 536    |
| ○土地改良区の定款変更の認可    | (    | 同     | )     | … 同    |
| ○公共測量の終了の通知       |      | (用    | 地 課)  | … 同    |
| ○同                |      | (     | 同 )   | … 同    |
| ○同                |      | (     | 同 )   | ···537 |
| ○開発行為に関する工事の完了    | (村   | 山総合支圧 | 」建築課) | … 同    |
|                   |      |       |       |        |
| 教育委員会関係           |      |       |       |        |
| 告示                |      |       |       |        |
| ○山形県教育委員会4月定例会の招集 |      |       |       | 同      |

告 示

## 山形県告示第403号

肥料取締法(昭和25年法律第127号)第12条第2項の規定により、次のとおり肥料の登録の有効期間を更新した。 平成22年4月20日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 登録番号         | 肥料の     | <br>  肥料の名称           | ├の名称   保証成分量(%)                   |         | 他の  | 生      | 産  | 業         | 者              | 有効期限           |
|--------------|---------|-----------------------|-----------------------------------|---------|-----|--------|----|-----------|----------------|----------------|
| <b>立</b> 数留万 | 種 類     | ルイツ名か                 | 休証队万里(70)                         | 規       | 格   | 名      | 称  | 住         | 所              | 有别别呕           |
| 山形県第464号     | 肉骨粉     | スープ滓骨粉                | 窒素全量 5.0<br>りん酸全量12.0             |         |     | 丸善食業株式 |    |           | 反橋区成<br>目30番13 | 平成<br>28. 2.18 |
| 山形県第468号     | 混合有機質肥料 | 油かす入りバ<br>イオ肥料コー<br>ユ | 窒素全量 3.0<br>りん酸全量 6.0<br>加里全量 2.0 | 含さ害最は格り | 定規. | コーコ会社  | 株式 | 酒田市村番地212 |                | 平成<br>25. 3.15 |

#### 山形県告示第404号

土地改良法 (昭和24年法律第195号) 第18条第16項の規定により、舟形町土地改良区の次の役員が退任した旨の 届出があった。

平成22年4月20日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 理事及び監事の別 |   | 氏 | 名 |   | 住              | 所     |
|----------|---|---|---|---|----------------|-------|
| 理事       | 遠 | 藤 | 繁 | 雄 | 最上郡舟形町舟形2677   | 番地の61 |
| 同        | 伊 | 藤 | 秋 | 雄 | 同 1852         | 番地の11 |
| 同        | 豊 | 畄 | 勝 | 善 | 同 長者原276番地     |       |
| 同        | 叶 | 内 | 富 | 夫 | 同 長沢1195       | 番地    |
| 同        | 沼 | 澤 | 正 | 重 | 同 舟形1308番 1 地  |       |
| 同        | 大 | 場 | 正 | 行 | 同 長沢1236番地     |       |
| 同        | 長 | 澤 | 光 | 芳 | 同 6910番地       |       |
| 同        | 森 |   | 美 | 雄 | 同 富田389番地      |       |
| 同        | 森 |   |   | 晃 | 同 338番地        |       |
| 同        | 田 | 中 |   | 讓 | 同 長者原856番地     |       |
| 監事       | 齊 | 藤 | 欽 | 也 | 新庄市大字鳥越1613番地  |       |
| 同        | 沼 | 澤 | 政 | 光 | 最上郡舟形町舟形1365番地 |       |
| 同        | Щ | 科 | 忠 | 昭 | 同 富田1102番地の1   |       |

# 山形県告示第405号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、舟形町土地改良区の役員に次の者が就任した 旨の届出があった。

平成22年4月20日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 理事及び監事の別 | 事の別 氏 |   | 名  |    |     | 住            | 所 |
|----------|-------|---|----|----|-----|--------------|---|
| 理事       | 田     | 中 |    | 讓  | 最上郡 | 邓舟形町長者原856番地 |   |
| 同        | 豊     | 岡 | 勝  | 善善 | 同   | 276番地        |   |
| 同        | 遠     | 藤 | 繁系 | 雄  | 同   | 舟形2677番地61   |   |

| 同 |   | 叶 | 内 | 富 | 夫 | 同 長沢1195番地     |
|---|---|---|---|---|---|----------------|
| 同 |   | 南 |   | 勝 | 雅 | 同 舟形193番地 2    |
| 同 |   | 渡 | 辺 |   | 忠 | 同 2619番地 3     |
| 同 |   | 大 | 場 | 正 | 行 | 同 長沢1236番地     |
| 同 |   | 長 | 澤 | 光 | 芳 | 同 6910番地       |
| 同 |   | 森 |   | 美 | 雄 | 同 富田389番地      |
| 同 |   | Щ | 科 | 忠 | 昭 | 同 1102番地 1     |
| 監 | 事 | 齊 | 藤 | 欽 | 也 | 新庄市大字鳥越1613番地  |
| 同 |   | 沼 | 澤 | 政 | 光 | 最上郡舟形町舟形1365番地 |
| 同 |   | 石 | Щ | 栄 | _ | 同 富田354番地 1    |

#### 山形県告示第406号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、土地改良区の定款の変更を次のとおり認可した。

平成22年4月20日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 土地改良区の名称 新庄土地改良区
- 2 事務所の所在地 新庄市金沢字宮ノ次郎4273番地3
- 3 認可年月日 平成22年4月12日
- 4 その他

この認可の取消しの訴えは、山形県を被告として(訴訟において山形県を代表する者は、山形県知事となる。)、認可のあったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる。

#### 山形県告示第407号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、土地改良区の定款の変更を次のとおり認可した。

平成22年4月20日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 土地改良区の名称 舟形町土地改良区
- 2 事務所の所在地 最上郡舟形町舟形909番地4
- 3 認可年月日 平成22年4月12日
- 4 その他

この認可の取消しの訴えは、山形県を被告として(訴訟において山形県を代表する者は、山形県知事とな

る。)、認可のあったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる。

#### 山形県告示第408号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、野川土地改良区の役員に次の者が就任した旨の届出があった。

平成22年4月20日

山形県知事 吉 村 美栄子

| 理事及び監事の別 | 氏   | 名 | 住           | 所 |
|----------|-----|---|-------------|---|
| 理事       | 工 藤 | 誠 | 長井市川原沢566番地 |   |

#### 山形県告示第409号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、土地改良区の定款の変更を次のとおり認可した。

平成22年4月20日

山形県知事 吉 村 美栄子

- 1 土地改良区の名称
  - 白川土地改良区
- 2 事務所の所在地 長井市今泉552番地
- 3 認可年月日
  - 平成22年4月2日
- 4 その他

この認可の取消しの訴えは、山形県を被告として(訴訟において山形県を代表する者は、山形県知事となる。)、認可のあったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる。

#### 山形県告示第410号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、鶴岡市長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

平成22年4月20日

山形県知事 吉 村 美栄子

- 1 公共測量を実施した地域
  - 鶴岡市黄金地域
- 2 公共測量を実施した期間

平成21年10月14日から平成22年3月19日まで

3 作業の種類

公共測量 (公共下水道計画図作成)

#### 山形県告示第411号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、山形市長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

平成22年4月20日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 公共測量を実施した地域
  - 山形市全域及びその周辺
- 2 公共測量を実施した期間

平成21年9月4日から平成22年3月23日まで

3 作業の種類

公共測量(デジタル撮影・写真地図作成)

#### 山形県告示第412号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、山形市長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

平成22年4月20日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 公共測量を実施した地域

山形市北部

2 公共測量を実施した期間

平成21年11月10日から平成22年3月31日まで

3 作業の種類

公共測量(都市計画図作成)

#### 山形県告示第413号

次の開発行為は、完了した。

平成22年4月20日

山形県知事 吉 村 美栄子

1 許可番号

平成22年1月22日 指令村総建第5024号

2 開発区域に含まれる地域の名称上山市金谷字藤木291番2、292番2、293番

3 開発許可を受けた者の所在地及び名称 上山市金谷77番地の1 中村 直樹

# 教育委員会関係

告 示

## 山形県教育委員会告示第9号

山形県教育委員会4月定例会を次のとおり招集した。

平成22年4月20日

山形県教育委員会 委員長 長 南 博 昭

- 1 招集の日時 平成22年4月23日(金) 午後2時
- 2 招集の場所 山形市松波二丁目8番1号 山形県庁舎1001会議室
- 3 議 題
  - (1) 山形県文化財保護条例第4条第1項の規定に基づく有形文化財の指定について
  - (2) 山形県社会教育委員の委嘱(任命)について
  - (3) 平成22年度山形県教科用図書選定審議会委員の委嘱(任命)について
  - (4) 山形県産業教育審議会委員の解任及び委嘱(任命)について

〒990-0071 山形市流通センター一丁目5-3 印刷所 坂 部 印 刷 株 式 会 社 印刷者 坂 部 登 電話 山形(631)2057 (631)2056